

# 全自者協ニュース

- ・全自者協ニュース/第5号/1994年(平成6年)5月16日
- ・発行所=全国自閉症者施設連絡協議会・事務局 ☎ 0593-94-1595
- ・発行人=石丸晃子      ・編集人=川相智史

## 自閉症福祉の在り方

全国自閉症者施設連絡協議会 会長 石丸 晃子

障害者基本法の成立から数ヶ月が過ぎた。自閉症も法律の対象となるようにと強く要望したが、改正案に於いての自閉症の理解が「精神薄弱」の中で捕らえる}と言う法律的行政的取扱いの説明がなされている中で、今後どの様に適切な処遇、施策を展開して行くことができるだろうか。運動の結果{この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること}という付帯決議がつけられたが、これまで福祉行政の谷間に置かれていた自閉症対策が、これで政策的にはスタートラインにつくことが出来たのだろうか。

関連して精神障害者の施策の充実についても次のような付帯決議がつけられたが、そっくり自閉症者と言葉を変えて自閉症者福祉に当てはめて考えて頂きたいものだと思う。{精神障害者が法律の対象であることを明定したことにかんがみ、精神障害者のための施策がその他の障害者のための施策と均衡を欠くことのないよう、特に社会復帰及び福祉面の施策の推進に努めること}

ともあれ、議員立法ということもあって、衆・参両院、与・野党の先生方には熱心に説明を求められたし、また私たちもお願いにあがるなどして、随分大勢の方々に自閉症者の置かれている現状や問題について聞いて頂いた。「これまで澁んで動かなかった水面に一石が投げられて波紋が広がっているような状況。この波の消えないうちに」行動を起さなければと福岡大会で

ご報告したことを思い出す。

その後、日本自閉症協会では法制化特別委員会が置かれ、3月には厚生省に「自閉症対策に関する要望書」を提出、私も全自者協会会長として同行した。その席でも、法制化特別委員会に出席しても感じるのは、基本法成立後の施策の推進について討議する中で、施設の役割が大変重要かつ期待されていることで、これについては今後是非連携を取り全自者協と合同で検討しなければならないと考えている。

個々の施設の設立の経過や運営主体である社会福祉法人の事情は夫々であろうが、会員各施設の自閉症者処遇の専門性は入所者のためだけでなく、今後は地域に住む障害者の援助にも提供されることが一層求められるであろう。実態調査によれば、何らかの形で在宅者へのサービスを既に実行している施設もあり、ご承知のように昨年11月提出した私どもの陳情事項に{訪問指導・相談・療育訓練などの援助を行う機関を自閉症施設に併設していただきたい}との要望を挙げている。国の方針も施設に地域生活を支援するための様々な機能、強度行動障害特別処遇事業や地域療育拠点施設事業などを新規政策として展開させている。これらの事業はまだ始まったばかりで、実施している施設は少ないが、それだけに今後の取組によっては、これからの時代の施設のあり方を内側から変えていく力になるかもしれない。ノーマライゼーションが謳われる中で、真の自閉症福祉、施設福祉の在り方を模索していきたい。

## 対談 江草安彦／石井哲夫

わたしたちの運営している自閉症者施設がこれからどういう方向に進んで行くことになるか。関係者からのご意見を積極的に伺う機会をもたねばならないと思います。

第一回は日本精神薄弱者愛護協会会長江草安彦氏と日本社会事業大学院教授石井哲夫氏にお願いしました。

石井 最近のわが国の政策を垣間見ておきますと、老人福祉の方にかなり力がいっているように思います。政策の枠組みとして障害児政策がエンゼルプランの中に組み込まれています。障害問題には、まだまだ取り組まなければならぬ問題があると思いますが、わが国の障害児政策についてこれでよいのか先生のお考えをうかがいたいのですが。

江草 最近のわが国の福祉政策が高齢者に重点が置かれ、その結果として障害者福祉、母子福祉が影のうすいものとなっていることは否定できません。こうしたときに、母子福祉、家庭福祉を中心としてエンゼルプランが提唱されているのは時宜に適切だと思います。しかし、その内容を見ると、力強さが感じられないと言ったのが私の感想です。今後に期待したいものです。



江草安彦氏

障害者福祉は「国連・障害者の10年」で相当前進したので、一休み、ということかと思いますが、障害者の方々、ご家族の方々日々接している私どもとしては、とても残念です。と言うものの、来年度の予算では、在宅支援と社会参加への支援に重点が置かれ、みんな

なが生きる社会づくりに向かっていくことは認めねばならないでしょう。しかし、惜しむらくはエネルギーも、規模も、いささか不十分です。今日わが国は、ポスト・インダストリアル・ソサエティに突入しているのです。こうした時代認識をもてば、高齢者福祉、母子福祉、障害者福祉は、三つの大きな柱としてバランスの取れた整備を力強く進めねばならないでしょう。

石井 このような時代において、先生が会長をなされている日本精神薄弱愛護協会の基本的姿勢といったものについてうかがいたいと思います。

江草 愛護協会は、精神薄弱者施設が利用者本位のものであるためにどのようなべきかという立場で努力してまいりました。今後は、施設利用者のための施設であることはもとよりですが、さらに地域に住む障害者、地域に住むすべての人のための施設であるべきだという方向へ重点を置いて進むようになるでしょう。施設職員の中から、コミュニケーションを取り上げる特別の委員会を愛護協会の中に設けるべきだという声が大きくなっているのも、こうした流れ

を反映していると思います。

石井 実は昨日まで厚生省心身障害研究の研究発表会がありました。障害児者福祉の関連した人たちが集まったわけですが、その中で様子を見ていますと、かなり従来の大きい施設の状況について批判的な意見が出てきている。極論としては、そういう施設は閉鎖して、地域福祉の方へ、通所施設を増強すべきだという考えが出てきているのですが、一方では施設というものには決してなくしてはならないという意見もありました。なくならない以上はその施設の内容について検討、改善して社会の福祉資源と活用すべきという意見があるわけですが、そういう中で愛護協会の課題というものがあつたのではないかと思うのですが、実際、愛護協会が大きく貴重な役割をはたしてこられたと思うのですが、愛護協会がそのような情勢に対応するためにどのような改善をされたいか、先生のお考えをおきかせ下さい。

江草 在宅支援の重要性、社会参加の必然性、ノーマリゼーション理念の深化と普遍化などについて、施設職員は十分、認識しています。しかし、障害者が一人の市民とし

て普通に生活するためには、積極的にその人のもっている種々の問題を解決し、援助し、協力しなければならぬのです。また、障害者のもつ問題、障害度もさまざまです。なかには重複障害、重度の障害をもっている専門性の高い施設療育を必要とする方々もあります。こうした現実を承知すると、障害者問題は広い視野で広汎な問題に対応しなければなりません。具体的に申しますと、障害者問題は、乳幼児から高齢者までの全ライフステージにわたって対応の視野を置かねばならないし、さらに、障害の軽い方から重い方まですべての人に満足してもらえないものでなければならぬと思います。そうすると、施設の機能も多様なものでなければならぬと思えます。施設存在の必要性は誰も否定できません。在宅支援にもその専門性は利用されねばならないものです。

わが国の経済は、先進国に追いつき追い越す努力をしました。そして、追い越した途端にいわゆるダッチロールを始め、方向性を失ってきているのです。障害者福祉も同じような傾向をたどらないようにしたいものです。先進国のカ



石井 哲夫 氏

ナダに、アメリカに、アンマークに熱い視線を向けてきたのですが、もうそろそろ、キャッチ・アップから脱却し、ノーマリゼーションという普遍性の上に、日本にもっともふさわしいもの、日本の文化、伝統、メンタリティを反映した

個性的なものを作り出す必要があるのではないのでしょうか。石井 貴重な点をご指摘をいただきました。私のみているところでは愛護協会が業者の団体として、かつてあった民間社会福祉事業の貧しい時代からあったのだと思いますが、措置費に対する要求団体としての機能が強化されてきた。それはそれで役割を果たしてきましたが、その際にくまれたシステムというものを改善して行かなければならないという時期にきているのではないかと、という考えがあるのですが、そういう点で実際に改善されていくような状況があるのでしょうか。

約二千五百の施設長がいます。この大きな集団にはさまざまな考え方や行動をもつ施設があるのは当然ですが、着実に新しい時代をめざして動いています。まさに、新しい風が吹いているのです。施設長にもいろいろなタイプの人がいますが、職員集団のチームリーダー、キャプテンである人が次第に増えていきます。相当の見識をもち、その上で進むべき方向を示しながら、時には厳しく、時には暖かく、その集団の先頭に立って一定の目的に向かって進めていく、そして時には自ら犠牲性も打つ。必要なときには盗塁もする。そういう人が多くなってきました。当然、職員の教育問題には深い関心が寄せられています。こうした流れは次第に加速するだろうと考えていますし、加速させるために、いろいろな方策を考えねばならないでしょう。

かつての愛護協会は施設運営の立場から予算の獲得に力を注いでいた時代もありましたが、今では、①精神薄弱福祉の全般にわたってあるべき社会の姿、あるべき施設のあり方の研究、②施設職員の資質の向上、③施設運営の健全化への協力、などに力を注いでいます。今日では、日本精神薄弱者愛護協会には約二千五百の施設が加入し、

自閉症児者の問題ですが、自閉症児者の対策がなかなか進まない。これは分類化しようかという傾向への引き戻しもあろうかと思いますが、自閉症協会の前身の親の会も、日本精神薄弱者育成会と同じように施設を作ったり、いろいろな形の社会活動を展開してきています。一方においては、施設運営の責任を持たされているものは社会福祉の仕事として専門化していきたいと思っています。特に自閉症の場合、手がかかることが多い、処遇の内容も常に問われる、労働条件も厳しい、そのような中で、日本精神薄弱者愛護協会と同じように、全国自閉症者施設連絡協議会というものが結成されました。込み入った問題にもなりますが、親が施設をつくって、そこで職員ができて、専門化していくという過程のなかで、先発の愛護協会と育成会との関係等にもいろいろな教訓等もあるかと思いますが、全自者協がこれから進んで行く際に注意していったらいいということがありましたらお願いしたいと思います。

江草 愛護協会と育成会との間には、よい意味である種の緊張関係があったように思います。私の経験ですが、育成会の全国大会等に招かれますと、かなり緊張します。シンポジストとして招かれましたも、流れは施設批判になりやすい。施設人である私は座り心地が悪い思いをしたこともたびたびでした。施設批判には二つあるのですが、一つは施設処遇の状況に対する不満であり、もう一つは施設不要論という考え方です。処遇に対する不満にも、誤解があって起きたものもあるのですが、不適切な施設運営に対する指摘には謙虚におわびし、正さねばならないと思えます。施設不要論については、先に述べたような点からも簡単に賛成できません。施設を必要とする方々も多いからです。欠点を並べて、これを除く方向に行こうということには共感できる。しかし、施設職員には任せられない、だから親が作るんだということでは施設づくりをする場合もあるのですが、理想の施設づくりはなかなか難しいものです。施設づくりを始めた段階で、親も専門家にならねばならないのです。親の期待に応えられない施設職員、よい意味で緊張状態にある親と職員の関係こそが必要なのではないでしょうか。職員は他人だからできるサービス、専門

家だからできるサービスを提供できる人でなければなりません。石井 最後に、自閉症概念といいますが、精神薄弱者関係の方が自閉症の存在というものに対して、何か今までのシステムにはいりきらないものとして抵抗を感じられておられるのではないかと。こういうものを解消していかなければならないと思うのですが。江草 私も同感です。自閉という言葉は多くの方が使われますが、その内容はさまざまです。概念がはっきりしないので、自分たちにとっつきにくい人たちはみな自閉だと言われているのではないかとさえ思われます。事実を正確にとらえて、厳密に用語はつかうべきだと思えます。自閉症関係の諸団体がそのあたりを主張していただきたいものです。

石井 従来の施設処遇では障害への対応というものが、ある意味でいうと生産社会における生産性の獲得の教育というところから始められたものですから、自閉症はそれから大きく外れる、そのへんのものと考え方を変えるべきという提言があります。江草 同感です。先ほど申しましたが、今のわれわれはポスト・インダストリアル・ソサエティに突入しようとしているのは事実です。人間を考え直すチャンスだと思います。人間の尊厳を今、改めて問うべき時です。こうした立場で自閉症問題も前進させるべきでしょう。

石井 いろいろありがとうございました。自分は先発の日本精神薄弱者愛護協会と連携しながら、自閉症者の施設としての活動を模索していきたいと思えます。これからもいろいろ御指導ください。よろしくお願いいたします。

## 第七回大会報告

第七回全自者協大会は11月18日から2日間、全国から47施設（会員施設29、非会員施設18）225名の参加者をおよぼし、リコホテル博多を主会場として開催された。

開会式では主幹施設のぞみの里西山陽雄理事長、全自者協石丸晃子会長の挨拶に続き、福岡県知事、日本自閉症協会会長の祝辞、また厚生省三村誠障害福祉課長のメッセージが紹介された。引き続き石丸会長より中央情報報告があり、

①現状の障害福祉の動向と自閉症処遇の関わり

②心身障害者対策基本法の改正に際して自閉症を対象規定に明記することの取組み経過

③全自者協としての厚生大臣あて陳情の経過と要旨

について報告が行われた。さらに石井前会長から、それらの背景にある国の障害者福祉の動向と施設現場の展望などについて詳細な補足的報告がなされた。

その後、4分科会に分かれ、報告と討議が熱心に行われた。

第一分科会では、行動障害の著しいケースへの詳細な取組み事例

をもとに、論議が深められた。行動障害への対応としては、刺激の統制や分かりやすい状況設定の必要、また人とのかわりの中で行動障害を納めていくことの重要性が指摘された。

第二分科会「作業の意義について」は、研修会の継続テーマであり施設処遇の重要な分野である。今回強調された視点は、作業指導は単に授産でなく、障害の本質部分の指導、充実感、達成感あるいは家庭・社会復帰のステップとしての側面であった。

第三分科会は、今まで余り議論をしてこなかった「施設と家庭の連携」というテーマであった。親が中心になって開設された施設と通所施設からそれぞれの特性を示す問題提起があった。保護者の高齢化の不安と兄弟が援助者となることの可能性、また家庭と施設が忌憚なく言い合える関係をめざした交流の必要性が指摘された。

第四分科会は、これまでの継続テーマとして取り上げられながら未整理の領域である「余暇・趣味について」、二施設のアンケート

調査を含む事例報告がなされた。自閉症児の最も困難な領域であり、議論もそれを反映してか、余暇を指導すべきか否かという基本的な問題からはびろく討議された。

2日目は、まず各分科会の報告がなされ、引き続き大分大学教育学部助教小林隆児氏による「自閉症児者と心の自立をめぐる」幼児期と青年期の臨床経験から」と題した記念講演が行われた。

先生は長年の臨床経験、とくに幼児期から青年・成人期へかけて

### 強度行動障害 特別処遇 事業現況

国の新規事業・強度行動障害特別処遇事業が平成5年度から、実際に発足した。この事業は法人が、都道府県を経て、国に申請するもので、初年度は、全国で3か所の法人が申請し、受託する事になった。新しい仕事であり、また、大変困難な仕事であることが予想され、現実的にどのような問題が起

こってくるか「やって見なくては分からない」部分を多分に含んだ出発であったので、厚生省は、心身障害研究「障害児を中心とした治療教育法の開発に関する研究」（主任研究者・石井哲夫）の中で、

のフォローアップの成果をもとに自閉症児者の心の豊かさや困難性、そして早期からの対人交流の重要性という視点から多くの示唆をいただいた。

主幹施設の皆様のなみなみならぬ努力で充実した研修・交流を終えることができた。

次期主幹施設は、北海道地区のバックアップでおしまこロー・星ヶ丘寮が担当いただくことになった。

（奥野宏二）

この事業の推移を確認することを求めたため、この研究班の中で、受託施設が共同研究を行うことになった。初年度は手を付けただけの状態だが、その過程で遭遇したいくつかのポイントを報告する。

#### 強度行動障害の概念

強度行動障害という概念は、昭和63年、厚生省児童家庭局障害福祉課において、行動障害があまりに激しいために、精神薄弱児・者施設においても受け入れられず、在宅のまま、生死に関わる問題を含めて、家庭崩壊寸前の状態で、

結果的に放置されている障害児・者とその家族を援助する事を目的に、施策が検討される過程で用いられるようになったものであり、従って、強度行動障害という概念は、障害の種類を表す分類概念ではなく、基本的な障害の如何に関わらず、激しい行動上の問題を現している状態を指すものである。

#### 強度行動障害特別処遇の開始

初年度に、強度行動障害特別処遇事業を受託したのは、第二おしま学園、旭川荘いづみ寮、袖ヶ浦ひかりの学園の3施設で、それぞれの初年度の実践の経緯をまとめ、対象児者についての個別的状况と事業全体に関しての実態と問題点を検討した。

1 対象児・者及び措置に関して気づいた点及び問題点

○強度行動障害特別処遇事業に関する細目が決まっていなかったり、担当する行政サイドにこの事業に関する理解が徹底していなかった事もあって、受託施設側との連絡調整や入所者の決定がスムーズに進みにくいことがあり、特に、福祉司にこの事業に関する啓蒙・周知がなされていないため、親に

いろいろな誤解を招くことがあった。この事業の目的は、単に対象者を施設に入所させるのではなく、およそ3年間のうちに、強度行動障害を改善し、地域や一般の施設で生活していけるように援助するもので、施設入所の方便として、あるいは、緊張長期一時保護のような利用のされ方では、本来の目的に外れることになる。家庭や関係機関との緊密な連携の下に成り立つ仕事であることを明確にしていく必要があると思われる。

○強度行動障害に関する判定基準が不明確であることが見られた。初年度この事業の対象となった12ケースすべてに、強度行動障害の改善が見られたが、判定時には高得点だったにも拘らず、施設に受け入所した時点では、それほど激しい行動障害は見られない例があると同時に、3年という期限内に改善の見通しが立ちにくい最重度の知的障害や、一般の施設では対応の困難な医療的ニードの高いケース等が認められた。

#### 2 療育に関わる問題

○療育に関して、3施設の共通点は、強度行動障害そのものを直接的改善目標と考えない点、利用

者に対する理解に基づく環境調整を行おうとしている点である。相違点は、第二おしま学園と、旭川荘いづみ寮はティーチプログラムを取り入れ、袖ヶ浦ひかりの学園は人間関係に基づき自我機能を強化しようとしている点であった。

○対象者の将来を見通す時、親に対するアプローチは欠かせないが、わが子の発達や改善に関して希望や努力を放棄している親への対応と、親が高齢で家庭復帰が望めないケースに対する対応の困難さが大きな課題となると思われる。

○家庭と施設が離れている場合家庭と共同して療育して行く事が困難である。

○学齢児の場合、親と同時に学校の担任に対するアプローチが不可欠だが、これに職員をさくゆとりがない状態である。

○対象者の年齢が高くなるほど、強度の行動障害を起こすに至った経過がとらえにくく、又、行動障害がその人の行動様式の一つとして固定化されてしまい、改善に時間がかかる事はやむを得ないと思われた。

#### 3 職員に関わる問題

○処遇能力の高い職員の配置は

必須条件だが、現実問題として、そう簡単ではなく、従って、現場での職員研修がかかせない。

○入所者に対する個別的な対処と共に、綿密な観察と記録が必要などこの事業において、職員の労働条件を考慮にいれば、上記の諸点も満たそうとすれば、現行の職員配置では不足であると言わざるを得ない。

#### 4 その他の問題

○特別処遇事業を受託した施設の、人的、物的(場所)な負担が予想以上に大きい。

○次年度以降、療育効果の判定の問題と、3年経過後の対応が大きな課題となると思われる。

#### 今年度のまとめ

強度行動障害特別処遇事業は、3年を一応の目安としている。3年の処遇期間をおえて、それなりに強度の行動障害は改善されたとして、対象者はスムーズに、次の生活場面にうつり、適応していけるのだろうか。不適応状態の著しかった家庭に戻るためには、3年間に平行して家庭の養育機能を高めるための強力な支援が不可欠だし、新しい施設に移行する場合も、

環境の変化を最小限に食い止めるためには、3年間に次期入所施設のためには、緊密な連絡を取り合っておく必要が出てくる。処遇期間終了後の対象児・者に対する支援システムを作ることが必要であると思われる。以上今年度問題として気づいた点の改善に工夫しながら、出来れば対象を発達障害児に限り、厳密な事例研究を行う中で、強度行動障害の改善についての方法論を明確にしていく事に努力したいと思っている。

(奥村幸子)

処遇事業対象児・者

施設	No.	年齢	I Q	診 断 (措置機関による)	点数
おしま	1	12:1	29	精神薄弱 (重度) 自閉的傾向	29
	2	13:7	21-X	精神薄弱 (重度) 自閉的傾向	39
	3	15:7	16-X	精神薄弱 (重度) 自閉的傾向	25
	4	15:0	測定不能	精神薄弱 (最重度) てんかん 自閉的傾向	24
いづみ寮	5	15:6	20-X	強度行動障害を伴う精神薄弱	36
	6	15:3	20-X	強度行動障害を伴う自閉症・潜在性てんかん	35
	7	18:3	38	強度知的障害を併発する精神薄弱	28
	8	24:9	20-X	自閉症・重度精神薄弱	40
ひかりの	9	22:10	20	重度精神薄弱・強い自閉傾向・てんかん	30
	10	23:3	25	攻撃性と多動状態を伴う重度精神発達遅滞	50
	11	22:9	34	自閉傾向のある重度精神薄弱	23
	12	19:6	25	重度精神薄弱	29

学 園 紹 介

厚田はまなす園

厚田はまなす園は、昭和62年4月に札幌より北に1時間程離れた厚田村の地で開園しました。厚田村は海と山に囲まれ牧歌的な自然環境にめぐまれたところです。開園当初より村行政を初めとした村民の暖かい理解と協力の中でスタートすることができました。

今年で8年目を迎えようとしているはまなす園では定員40名(男子30名、女子10名)で職員は21名で、その内直接処遇職員は14名です。入所者の年齢は最高齢で52歳から最年少で20歳で平均26歳で大半は20代に集中しております。現況の自閉症者は30名で年齢的にはほとんど20代です。彼等自閉症者の多くは札幌市立のぞみ学園(第一種自閉症児施設)出身で、重度者の割合は90%を越え、強度行動障害故に常時医療を必要としている人も少なくありません。こうした入所者の行動特性から当はまなす園の処遇に対する基本的視点と

して、入所者が施設で安定した生活を送るためには何を改善したらいいのか、職員の指導、援助はどうあらねばならないか、という問題意識を常にもって取り組んでいます。

自助への援助

集団生活をベースにした具体的処遇では生活の指導・援助と作業(活動)の指導・援助に大きく分けられるが指導の基本的視点として「自助への援助」ということを基本に、彼等の持っている能力をうまく引き出し、いわゆるミニマムサポート(最小の援助で最大の効果を引き出し、自らが主体性を



もって生活ができるような取組)の理念に沿って指導に当たっている。

作業活動では一日のリズムを確立するうえでも、今自分が何をしなければならぬか、何を期待されているのか、作業の導入段階を大切に安定した作業ができるように努めている。具体的作業としては、

①リサイクル作業(空き缶の回収作業・選別・つぶし作業、古紙の回収)は厚田村の委託事業として、自然保護、資源の節約、ゴミを少なく、村をきれいに等々地域の課題解決の一翼を担うことを目的に展開しています。村民意識の高揚とともに回収量も年々増え当然、作業量も増え、今年も参加園生の強化が迫られています。

②雑草栽培、夏期を中心に重度園生を対象にして近くの森林と川辺を利用して展開しています。主に「運び」と「水かけ」が園生の仕事ですが春先は植菌作業にも部分的に関わっています。

③畑作業、近くの村有地を借りて大根、いもなどの作物を作っています。比較的中度者が関わっていますがシーズンを通して作業工程が変化していくために、園生主体



員が中心にならざるを得なくなっています。収穫したものは雑草も含めて秋の村の収穫祭りに参加して販売しております。

④職場実習では牧場実習に男子園生8名が参加していますがその内5名(自閉症者3名)が職員の手を離れて、自立通勤により給与をもらっています。残り4名は職員の引率で参加しています。女子園生2名は村内の特別養護老人ホームのお掃除などに行っています。

自閉症者の地域生活

これら職場実習生の今後の方向としては昨年度より地域に一軒屋を借り、自立生活寮として地域生

活自立のための訓練をおこなっています。そして本年10月にもグループホームとしてスタートする予定であります。こうした地域生活に向けた取組みのなかでも自閉症者の取組は私どもとしてはまったく未分野で、ケア体制をどう作っていったらいいか、多くの課題が今なお残っています。(何を勘違いしてかバスを乗り越し隣町にいつてしまふ、昨日の職場のトラブルから通勤のバスから下車できずそのままいつてしまふ等々)しかし

共通してコミュニケーション障害をもっている人達がこの間の地域生活の訓練の中で地域の食堂、お土産さんが彼等にそれなりの対応(文字を使うなど)をしてくれるということも事実です。

自閉症者の地域生活をどう造っていくか、それも一部の就労能力の高い園生に限定していくのではなく、当はまなす園では大人数をしめている重度自閉症者の地域生活をどう考えていくかを真剣に考える時期が近い将来くるものと信じております。

当はまなす園は今年厚生省の認可を待って20名の増床のための施設整備に入ります。札幌市内を初めとした石狩管内の自閉症の親の

会の願いとして当園の増床が叫ばれていたところであります。

北海道では義務教育を終了した知的障害者の高等部進学率が40%台で関東、関西の90%進学率に比べてはるかに低く、進学できない障害者のほとんどは重度自閉症を初めとした重複障害者といわれています。こうしたなかで近隣に通所施設がないため義務教育を終了した自閉症者が勢い入所施設を希望してくると思われれます。

今回の増設によりそれらの希望に答えるとともに今入所している人達の環境整備を第一に考え、小集団をベースに一人一人の行動特性を十分に考慮した居住環境、つまり今なお行動障害を強く表出している彼等にとって本当に落ち着ける暮らしの環境とはどういう環境だろうか、今年にはまなす園にとって最も重要な課題になっています。

(木村昭一)